

## 令和4年度 出資団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査  
 2 監査対象 諏訪栄町地区街づくり協議会  
 商工農水部商業労政課（財政援助に関する事務の所管所属）  
 3 監査実施期間 令和5年1月18日

【諏訪栄町地区街づくり協議会】

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 実施事業において効果が得られないリスク 補助金の成果指標となる数値がないため、客観的な数値による成果の確認ができていない。他のイベントの成果指標の算出方法を参考にしたり、SNSによる情報発信を数値で把握するなど、賑わい創出を目的とする補助事業の効果が具体的に示せるような方法を検討すること。	【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 現在、協議会で令和5年度のイルミネーションについて打合せを行っているところであるが、Instagramでのハッシュタグを付けた発信数を把握するなどの方法を検討している。
	【 措置済 】 令和 5年 9月 6日 協議会で令和5年度のイルミネーションについて打合せを行い、Instagramでのハッシュタグを付けた発信数や当該イルミネーションに関する投稿数を把握する方法とした。引き続きSNSの投稿数などを確認していきつつ、どのような成果指標が良いかの検討も続けていく。

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① SNSを活用した数値指標の確保について【有効性の視点】 モチーフとなるイルミネーションの前に、カメラや携帯電話の撮影ポイントを確保することにより来訪者が増加し、SNSでの情報発信や拡散にもつながる。また、賑わい創出の指標となる数値の把握につながるものであり、早急に活用を検討し導入すること。	【 措置済 】 令和 5年 8月21日 今年度の打合せの中で、撮影ポイントとなるような場所を確保し、情報発信や拡散にもつながるSNSの活用を検討し、決定した。
② 事業者の選定について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 事業実績や安全かつ円滑に遂行できる等の理由により一者随意契約が続いている。四日市市中心市街地活性化基本計画に位置付けのある事業であり、毎年楽しみにしている市民も多いと思われることから、斬新な発想が可能となるよう見積合わせ等競争性を担保し、税投入に対する説明責任を果たすこと。	【 措置済 】 令和 5年 8月21日 協議会でも話し合いを行ったが、今までに購入した電飾の保管・管理等も含めて依頼をしていること、中心市街地の電源等の情報に詳しく、関係機関との繋がりがあることから、一者随意契約については合理的な理由が認められる。ただし、税投入に対する説明責任を果たすうえでは、斬新な発想が可能となるよう、デザインを事業者任せにせず、諏訪栄町地区街づくり協議会のメンバーで他市のイルミネーションについて調査をしたり、建築事務所のインターンシップ生の意見を取り入れたりするなどして、より良いイルミネーションになるよう努めている。

<p>③ 補助事業の提出書類について【有効性の視点】 他の市補助事業においても協賛金を収入に含め、事業内での繰越を行っている事例もある。イルミネーション事業においても、今回の監査を機に、協議会の「事業収支表」を添付資料とすること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月27日 令和4年度の補助事業において、事業収支表を添付した。今後も事業収支表を作成し、補助金の実績報告の際に添付していく。</p>
<p>④ 預金の管理について【有効性の視点】 協議会ではイルミネーション事業のみならず、他の事業を一つの口座で全てまとめて管理を行っている。イルミネーション事業に対し協賛を募っていることから、当該事業の収支を明確にし、例えばイルミネーション事業専用口座を開設するなど協賛者の思いに応えるような方策を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 8月21日 イルミネーション専用の口座を開設し、令和5年度より、その口座で協賛金、補助金、支払の管理をしていくこととした。</p>

【商工農水部商業労政課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 補助金等の使途の適正性及び効果に伴うリスク 実績報告をするにあたり、補助金交付要綱第8条第3号に規定されている収入を証する書類の写しの添付がなされていなかった。今後は、協議会が作成した「事業収支表」の提出を求めること。また、制度開始以来、当事業による賑わい創出の効果を数値等で確認しておらず、補助金交付要綱第11条第1項に示す事業評価をどのように行っているか疑問が残る。今後は、補助事業者が容易に入手できる成果指標の項目などを設定し、補助制度の効果を客観的に確認する方法を早急に確立すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 5年 8月31日 収支を証する書類については、令和4年度の実績報告から、事業収支表の提出を求めた。当事業による賑わい創出の効果については、SNSの投稿数などを把握し、補助制度の効果を客観的に確認するよう努める。</p> <p>【措置済】 令和 6年 2月14日 収支を証する書類については、令和4年度の実績報告から、事業収支表の提出を求めた。当事業による賑わい創出の効果については、SNSの投稿数などを把握し、補助制度の効果を客観的に確認した。引き続きSNSの投稿数などを確認していきつつ、どのような成果指標が良いかの検討も続けていく。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク 協議会から提出された収支予算書・収支決算書の収入の部の区分欄には自己資金と記載されているが、市は、協議会の「事業収支表」に基づき、イルミネーション事業に係る協議会の自己資金とイルミネーション事業に対する協賛金の別を明確に記載するよう指導すること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月27日 令和4年度の実績報告時から協議会の「事業収支表」に基づき、イルミネーション事業に係る協議会の自己資金と協賛金の別を明確に記載するよう指導した。令和5年度以降も同様に指導を続けていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 補助事業の成果確認について【経済性の視点、有効性の視点】                      四日市市中心市街地イルミネーション事業補助金は、交付要綱第1条において、中心市街地における賑わいの創出を目的としており、協議会が提出した実績報告書には「冬の来街者へのひとときのやすらぎを提供することができ、まちの賑わいづくりの一助となった」とある。また、来街者及び商店の売り上げが増加したとのことだが、協議会ではこれらを裏付ける具体的な数値は把握していない。一方、市においても、本事業の来街効果増を確認する手段を講じるよう指導していなかった。市は実績報告において成果指標の報告を求めるよう要綱を改め、協議会が、賑わいづくりに資することを示す具体的な数値を報告できるよう指導すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日                      実績報告書の中には、「イルミネーションの具体的な効果」を記載する欄があるため、具体的な数値による成果指標を記載した報告書を提出するよう指導していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年10月12日                      実績報告書の中には、「イルミネーションの具体的な効果」を記載する欄があるため、具体的な数値や客観的な情報による成果指標を記載した報告書を提出するよう指導した。今後もより客観的に効果を把握できるよう指導を続けていく。</p>
<p>② イルミネーション事業の計画的な実施について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】                      ア 前年度実績より少しずつ拡大するだけでは、思い切った対応ができない。例えば、節目となる年においてはイルミネーションの内容や範囲を大きく見直すことができるよう、計画的に検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 8月21日                      現在、中央通りの再編工事により、完成までの間は商店街へと場所を一部変更しながら行っていくよう計画している。今年度以降のイルミネーション範囲等については市街地整備課に相談をし検討した。中央通り再編後のイルミネーションについても随時検討する場を設けていく。</p>
<p>イ 諏訪公園のイルミネーションと連動しているが、今後整備が見込まれるJR四日市駅周辺までイルミネーションの範囲を拡大できるよう、電源確保等についても関係先に働きかけること。また、近隣他都市とは違う、四日市市中心市街地のイルミネーションならではの特徴をアピールする手立てを講じること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日                      現在、中央通りの再編工事により、完成までの間は商店街へと場所を一部変更しながら行っていくよう計画している。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年11月 3日                      現在、中央通りの再編工事により、完成までの間は商店街へと場所を一部変更しながら行っていくよう計画している。令和5年度はまちなか文化祭の事業(YOKK(AI)CHIの文字のモニュメント)とコラボし、「四日市にはAI(愛)がある」というコンセプトでAI(愛)の部分にハートのオブジェを活用した。今後も四日市市のまちなかイルミネーションならではの特徴を打ち出せるよう議論をしていく。</p>
<p>ウ 四日市市以外の方にも広く知っていただけるよう関係部局やマスコミと計画的に連携し、イルミネーション事業をシティプロモーションに活かすPRをすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日                      関係部局と連携して、市のホームページや、フェイスブック、公式ラインなどで情報発信をしていく。あすなろう鉄道やすわ公園交流館とのイルミネーションと共に記者発表を行うなど、マスコミにも取材してもらえるよう努める。</p> <p>【 措置済 】 令和 5年10月31日                      広報よっかいちや市のホームページ、フェイスブックなどで情報発信をした。あすなろう鉄道やすわ公園交流館のイルミネーションと共に記者発表を行うなど、マスコミにも取材してもらえるよう努めた。</p>

<p>③ 市民等との連携について【有効性の視点】 ア 四日市市中心市街地活性化基本計画に位置付けのある事業でもあり、当事業に参加した市民等から意見を募って次回に反映する機会をつくるなど、今後はまちづくりへの参加意識を醸成する仕組みを取り入れ、費用対効果が高い事業とすること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 5年 8月31日 当事業に参加した市民等から意見を募る方法などを検討中である。市と協議会との打合せの中で、方法を模索していく。</p>
<p>イ 事業実施にあたっては、SNSを発信する高校生・大学生など若い世代に協力を求めるなど市民参加を促し、将来につなげること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 5年 8月31日 令和5年度のイルミネーション事業については、電飾方法などにも若い世代にも意見を聞いている。SNS発信についても、協力を求めている。</p>
<p>④ 補助金交付要綱について【有効性の視点】 他の市補助事業では、他の収入がある場合は収入とみなし、補助金を減額されたものもある。一方で当補助金交付要綱は、広告収入が補助対象経費から除外するとされているものの協賛金の取扱いについては記載がない。市民に対し、説明責任が果たせるよう基準を明確にすることを財政経営部に働きかけること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 8月30日 現行のイルミネーション事業補助金交付要綱には、協賛金は収入から除くという旨のただし書きの規定がある。財政課とは、当事業が始まった経緯などを勘案し、協賛金の取り扱いを現行のままとすることを協議した。ただし、協賛金については、イルミネーション事業とその他の事業との区別を明確にするなど、会計処理について正しく行われるよう今後も指導を行っていく。</p>